

新しい企業法の体系化を目指して

—私の研究遍歴

中 村 一 彦
(法 学 部 教 授)

1. はじめに

私は、本学の学部や大学院における商法の授業で、当然のことながら、自分の書いた著書や編著書をテキストとして使用することが多い。そのさい、授業上の必要から、自分が若い頃からどのような考え方で研究を続けてきたか、できれば年代順に系統的に説明したいという気持を抱いてきた。本誌は大学院の学生をも対象としているとのことなので、この機会に、日頃の考え方を実行に移してみたいというのが執筆の第1の理由である。

第2の理由は、私が1991年、新潟大学を退職するにあたり、「最終講義」で述べたことの一端を文章化して残したいということである。この点は、全く個人的な問題であるが、この機会に、自分の歩いた道を振り返り、研究課題を整理し、今後の目標を探ることも、あながち無駄ではないと考えた次第である。

以下、主な著書を中心にして、私の研究遍歴を述べることとする。

2. 株式会社支配の法的研究

私は、1952年、九州大学法学部を卒業し、その後、旧制の大学院法学研究科に籍をおいて、高田源清先生から商法・経済法の指導を受けることになった。

高田先生には、多数の著作があるが、私が最も感銘を受けたのは、『独裁主義株式会社法論』(1938年、同文館)である。同書は、戦時中脚光を浴び、戦後は書名中の「独裁主義」という言葉が災いして、内容をよく知らない人から非難されたことがある。しかし、同書の内容は、「経済界の実情が取締役中心になっていることを踏まえ、「株主総会中心の株式会社法はすでに過去のものである」という主張を展開したものである。ラテナウ (W. Rathenau) やハウスマン (F. Haussmann) などドイツの学者の文献を中心に、株式会社における各種利益群（株主、債権者、従業員、団体）の抗争を考察し、取締役の民刑事責任の強化、監査役等監査機関の強化を論じたものである。

戦後派の私は、アメリカの学者の文献を用いて会社法の基礎理論を構築する道を選ぶべ

きではないかと考えるようになった。その頃 A. A. Berle, Jr. and G. C. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, 1932.に出会ったのである。同書は、戦前すでに、増地庸治郎博士（経営学者）らによって、内容の一部が紹介されていたが、商法学界では一部の研究者を除き、まだ、あまり関心を持つ人は少なかったように思われる。ところが、著者の一人であるバーリはコロンビア大学の会社法の教授であることもあって、同書の内容は「諸権利の再編成」（第2編）など法学的研究を含んでいた。そこで、私は同書を座右において、会社法研究の構想を練ったのである。（因みに、同書の全訳書が1958年に出版された。北島忠男『近代株式会社と私有財産』文雅堂書店）。

さて、私は、1956年、富山大学経済学部助手に採用され、翌年講師に昇任した。同大学には、九州大学の先輩で、労働法担当の池田直視助教授（後に北九州大学教授）がすでに赴任しておられた。労働法と商法と共通するような共著を二人で書きたいという話を持ち上がり、私のかねてからの構想を打ちあけたところ、池田助教授も同調され、出版にこぎつけたのが『株式会社支配の法的研究』（評論社、1959年）である。目次は、第1章序論、第2章株主による支配、第三章債権者による支配、第4章取締役による支配、第5章従業員による支配、第6章国家による支配、第7章結論となっている。このうち、第2章、第3章および第4章を私が担当し、第5章および第6章を池田助教授が担当し、序論と結論については両者間で意見の調整を行った。本書の目的は、株式会社における最も重要な経済的支配現象を通じて、各利害関係集団に関する法律の諸問題を究明することにある。研究方法としては、株式会社を人的（小規模）、資本的（中規模）、現代的（大規模）の3形態に分けて分析したのが特徴である。

同書には、当時、九州大学法学部長をされていた高田先生から「序文」をいただき、感激したこと覚えている。当時、私は弱冠30歳だったので、まさに「盲蛇におじず」という言葉を実践したわけで、今、考えると冷汗が出る。今はすでに故人となられた池田助教授としんしんと降りつもる雪眺めながら、酒を酌交し、共著の内容について語り合ったことも懐しい思い出である。

3. 経営者支配の法的研究

私は、1960年助教授に昇任した。その年に『経営者支配の法的研究』（評論社）を刊行した。

同書は、私の6ヶ月間の内地研究（1959年、九州大学）の所産である。研究期間中、私は、前述した『株式会社支配の法的研究』のうち、とくに取締役による支配に焦点をあて研究を進めた。そのためには、経営学の知識が必要となり、バーリ、ゴードン（Gordon）、

バーナム (Burnham)、コモンズ (Commons) などアメリカの学者のほか、日本の経営学者の著作を読み、日本経営学会へ加入したのも、この頃であった。

同書中、総論で取り扱った、いわゆる「所有と経営の分離論」では、経営学を学んだことが役に立った。経営学の通説によれば、分離論は一般株主のみでなく、支配株主についての分離論であり、経営者が株主の支配から蟬脱すること（経営者支配）を意味している。ところが、商法学における通説は、同じ命題を採りながら、実は分離否定論である。私はこのことを指摘し、経営学の通説に依拠して、取締役による支配を中心とした株式会社法の解釈論と立法論を展開した。

1970年に、私は九州大学から法学博士の学位を授与されたが、学位論文「株式会社における経営者支配の研究」は、同書を中心として、その後に発表した論文を加えたものである。

4. 企業の社会的責任—法学的考察—

1968年、私は新潟大学（当時は人文学部、後に法学部）に配置換えとなった。それ以来、東北大学教授（後に本学教授）の服部榮三先生の知遇を受け、研究会などへの参加を認められるようになった。また、上越新幹線が開通してからは一橋大学名誉教授の田中誠二先生の研究会への参加が許され、両先生から学問的・思想的に大きな影響を受けることとなった。

さて、配置換えの1年後に、教授に昇任し、折柄、全国的規模で燃えあがった、いわゆる大学紛争に遭遇し、研究がまったくできなくなり、大学行政面で苦労を余儀なくされた。

1970年代に入ると、企業によって懸き起された公害や環境破壊が深刻な社会問題となつた。そして、公害現象は商法と無縁ではないのに商法学者は何をしているかとの批判が、民法学者や社会法学者あたりから出てきた。私もこれまでの研究について反省していたので、市民・消費者保護の立場をより鮮明にした視点から論文を書くようになった。すなわち、「企業の社会的責任に対する法学からのアプローチ」（法政理論7巻1・2合併号）、「企業の社会的責任と取締役会の構成」（法政理論8巻2号）「企業の社会的責任に関する一般的規定」（法政理論9巻1号）、「政治献金と企業の社会的責任」（法政理論9巻3号）、「経営者の社会的責任—その法的考察—」（民商法雑誌76巻3号）などである。これらの論文をまとめたものが、1977年に刊行した『企業の社会的責任—法学的考察—』（同文館）である。

同書は、その後（1980年）、「会計学の領域に対する法学的アプローチ—企業の社会的責任の視点から—」（企業会計31巻11号）、「独占禁止法と企業の社会的責任」（末川博先生追悼論集『法と権利』3巻：民商法雑誌78巻臨時増刊号）などを追加・収録して、「改訂増補版」として刊行された。

ところで、企業の社会的責任の問題は、わが国では公害問題を直接の契機として議論されたが、アメリカでは、すでに、1932年のバーリとドッド（E. M. Dodd）の論争のなかに登場しているのである。すなわち、会社の経営者は誰に対して受託者の地位に立つか（For Whom are Corporate Managers Trustees?）という論争のなかで、取締役は株主以外の者に対して公共的義務（public duty）ないし社会的責任（social responsibility）を負うという考え方が示されているのである。したがって、いわゆる所有と経営の分離ないし経営者支配に関する研究を進めて行けば、結局、企業の社会的責任の問題に行き着くのではないか、その意味では、私が同書を出版したことも自然の流れであり、当然のこととしたという気持が今では強い。

5. 現代的企業法論

企業の社会的責任という考え方を商法の新しい理念として導入すると、従来の商法理論は修正せざるをえないと思われる。

従来の商法理論によれば、商法の技術的・合理的性質のゆえに、商法は倫理に対して無色であり、政治に対してその影響を受けることがほとんどないという。また、企業をめぐる利害関係者の間の利益調整も、利益の等質性、立場の相互交換可能性を前提としている。そして、商法を「企業法」と呼び、いかにも新しい体系への移行を示すような表現をとるが、その実は従来と何も変わっていない。たんに、商法の対象を「企業」に求め、単純な概念の代替（たとえば、営業と企業、あるいは商人と企業というような）で済ませているにすぎない。

これに対して、私は現代社会における現実の企業、とくに大企業においては、大株主（多くは法人株主）と一般株主（多くは個人）の間の利益は異質な対立関係にあり、企業と従業員、巨大メーカーと消費者、公害企業と地域住民などの間では、立場の相互交換可能性がすでに失われているという認識に立って、1982年に、『現代的企業法論』（商事法務研究会）を公刊した。同書が、企業や産業界に対してかなり厳しい批判を加えているにもかかわらず、当時の編集長（現理事）の相澤幸雄氏が出版を快く引きうけて下さったことは、非常に有難いと思っている。

同書において、私は、これから企業法は「商法」として扱われる法領域を中核とするが、私企業にその規制が向けられているかぎり、通常「経済法」として扱われる法領域も含むものと解している。

6. 現代会社法概論

1987年、私は、会社法の教科書・体系書として『現代会社法概論』（同文館）を刊行した。この種の教科書・参考書は、すでに多数存在するので、何らかの特色を出すためにも、日頃考えている新しい企業法への体系化を試みている。すなわち、企業の社会的責任の理念を縦軸に、会社法をめぐる人間（株主、債権者等）および会社法の周辺に登場する人間（投資者、従業者、消費者等）を横軸に据えて、会社法を従来のような閉じた体系ではなく、社会に向かって開かれた体系となるよう努めている。

同書は、1989年、李黎明氏（早稲田大学大学院法学研究科博士課程単位取得）により中国語に翻訳され、中国で出版された（『現代日本公司法概論』黒龍江省、ハルビン出版社）。李氏は、新潟大学大学院法学研究科修士課程における私の教え子である。中国でも、現在、わが国の会社制度に対する関心が高まっている。出版を喜ぶとともに、李氏の帰国後の活躍を大いに期待したい。

なお、同書は、1992年、商法改正に伴ない「改訂版」が刊行されている。

7. むすびに代えて

1991年、私が本学の教授として採用され、早くも2年が経過した。この間、証券会社、銀行などの不祥事が発生し、会社の利潤第一主義が批判されたことは周知のところである。

1992年、私は東京都の企業市民調査研究会の委員を兼職し、メセナ（芸術、文化支援）、フィランソロピー、企業の社会的貢献等についての調査研究に従事している。1970年代は、公害企業が社会から批判、攻撃されたのに対し、最近の企業は積極的に社会の中での役割をはたしていくという姿勢が見受けられる。これを、企業の社会的責任に関する「第三の波」として評価する向きもある。

いずれにせよ、私は企業の社会的責任の視点に立って、初心を忘れず、微力ではあるが、今後も新しい企業法の体系化を目指して努力を重ねていきたいと念願している。

[附記]

読者の参考に供するため、上述した著書以外の単著、共著、編著等を記述する。

コモンズ著・資本主義の法律的基礎〔上巻〕（共訳、1964年、コロナ社）、株主の法律（単著、1965年、同文館）、新版商法（共著、1968年、国元書房）、会社法（共著、1978年、同文館）、会社設立の法律入門（共著、1978年、有斐閣）、企業責任の法律入門（共編著、1981年、有斐閣）、企業と現代法（共編著、1983年、頤草書房）、論点商法入門〔改訂版〕（共編著、1983年、同文館）、現代企業法総論〔企業法I〕（編著、1984年、同文館）、現代企業組織法〔企業法II〕（編著、1985年、同文館）、企業・現代社会・法（共編著、1985

年、三嶺書房)、現代企業活動法[企業法III]（編著、1986年、同文館）、現代企業証券法[企業法IV]（編著、1987年、同文館）、会社法基本判例(共編著、1988年、同文館)、論点会社法（共編著、1989年、同文館）。